



液体バイオ燃料 アセスメントメソドロジー

2026年7月1日更新

-廃食油 (UCO) の FOB 中国スポット取引における価格単位と品質・規格を変更

COPYRIGHT©2026 Rim Intelligence Co All Rights Reserved

価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

第 1 章 価格評価の一般原則

第 1 条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第 2 条（価格評価の実施）

第 1 条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 価格評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーの設置および役割
- スーパーバイザーの選定
- スーパーバイザーによるレビュー品質の維持
- 価格評価の整合性および一貫性の保持

- 市場情報の信頼性および充分性
- アセスメントメソドロジーの公開
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直し
- アセスメントメソドロジーの変更
- 評価価格の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、トレーダー、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏り

がないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。

第9条（スーパーバイザーの選定）

スーパーバイザーは、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。スーパーバイザーは、担当するレポートの価格評価および記事作成に携わらないものとする。

第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、定期的に社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、当該スポットチェックの証跡を保管することとする。

第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

第 12 条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

第 13 条（アセスメントメソドロジーの公開）

2 名以上の取締役役に承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

第 14 条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年 1 回（毎年 10 月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、2名以上の取締役の承認を得ることとする。2名以上の取締役による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

2名以上の取締役による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに2名以上の取締役により承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、2名以上の取締役による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

第2章 液体バイオ燃料レポートにおける価格評価の原則

価格評価の目的

価格評価の目的は、エタノール、廃食油 (UCO)、持続可能な航空燃料 (SAF)、水素化植物油 (HVO)、バイオディーゼル、バイオバンカーについて、標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。実勢相場とは、「競争原理が働くなかで、市場参加者(プレーヤー)の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「最も多く取引を成立させ得る価格帯」と定義する。

価格の定義

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。

製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

評価の方法

価格評価は、成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち、価格評価の締め切り時間までに得た、最新の成約、売唱え、買唱えを最優先に確定する。成約、売買唱えがない場合は、売り気配、買い気配を参考にする。

複数の成約、売買唱えを入手した場合、数量、荷積み/荷揚げ場所、荷積み/荷揚げ時期、品質がより明らかなものを優先して採用する。

極端な安値、高値の成約が聞かれた場合、これが事実であっても、実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値や需給環境などを総合的に判断し、レンジから大きく乖離していると判断される場合、評価の対象から除外する。価格評価を行う上で判断材料となる成約情報は下記3つが挙げられる。

- ① 売買当事者双方から確認を得たもの
- ② 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの
- ③ 情報ソースとして信頼すべき複数の第三者から伝えられたもの

情報の信頼性として①が最も望ましいものの、様々な制約から②および③に留まるケースも多い。リム情報開発(以下リムと表記)では価格評価にあたって①の情報を原則とし、②および③の情報も参考とする。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であるこ

とが判明した場合、これを採用しない。

売り手と買い手の競争によって製品の価格が決定するものとする。「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」、また「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」が評価される価格となる。

需給要件や為替動向などの他の市場動向は、基本的に成約価格や売買唱えに反映されているものと見做す。ただし、価格情報が乏しい場合は、これらの他の市場動向を参考に価格評価を行うことがある。

○エタノール

FOB ブラジル積みスポット相場

固定価格を評価対象とする。

FOB ブラジル積み市場の構造

FOB ブラジル積み市場は以下のプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者。

リムが定義する標準の FOB 米国ガルフスポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーにエタノールを販売すること
例 2	スポットベースで供給業者が輸入業者にエタノールを販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者にエタノールを販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーにエタノールを販売すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	エタノールを生産または輸出する会社
トレーダー	エタノールを国際市場で売買する会社
輸入業者	エタノールを国際市場で売買し、国内に持ち込む会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	キロリットルあたりドル。トンあたりドル、キロリットルあたり円の換算値も掲載する。 キロリットルからトンの換算値は 1.25、ドル円換算は発行日当日午前のドル円相場を用いる。 値幅はキロリットルあたり最大 30 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日の翌月を期近として、翌々月、翌々々月の 3 限月を掲載する。
標準数量	5,000 トン～3 万トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	ブラジル・サントスなど主要港
評価の方法	成約や売買唱え、売り気配や買い気配、先物市場との連動といった優先順位で評価する。石油相場や原料動向、需給要因、

	為替相場、環境価値などの状況も精査し、合理的と思われる価格を判断する。 翌月、翌々月、翌々々月の限月価格差は OTC で得られた情報のほか、B3 先物などのフォワードカーブ、需給要因を加味する。
品質・規格	燃料用グレードの粗粒エタノールを対象とする。無水は水分を含まない、含水は水分を含み、エタノールの割合は 95% とする。

F0B 米国ガルフ積みスポット相場

固定価格を評価対象とする。

F0B 米国ガルフ積み市場の構造

F0B 米国ガルフ積み市場は以下のプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者。

リムが定義する標準の F0B 米国ガルフスポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーにエタノールを販売すること
例 2	スポットベースで供給業者が輸入業者にエタノールを販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者にエタノールを販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーにエタノールを販売すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	エタノールを生産または輸出する会社
トレーダー	エタノールを国際市場で売買する会社
輸入業者	エタノールを国際市場で買い、国内に持ち込む会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	キロリットルあたりドル。トンあたりドル、キロリットルあたり円の換算値も掲載する。 キロリットルからトンの換算値は 1.25、ドル円換算は発行日当日午前のドル円相場を用いる。 値幅はキロリットルあたり最大 30 ドルとする。

評価対象期間	レポート発行日の翌月を期近として、翌々月、翌々々月の 3 限月を掲載する。
標準数量	5,000 トン～3 万トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	米国ガルフの主要港
評価の方法	成約や売買唱え、売り気配や買い気配、先物市場との連動といった優先順位で評価する。石油相場や原料動向、需給要因、環境価値などの状況も精査し、合理的と思われる価格を判断する。 翌月、翌々月、翌々々月の限月価格差は OTC で得られた情報のほか、先物のフォワードカーブ、需給要因を加味する。
品質・規格	燃料用グレードの粗粒エタノールを対象とする。

CFR アジアスポット相場

固定価格を評価対象とする。

CFR アジア市場の構造

CFR アジア市場は以下のプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者、船会社。

リムが定義する標準の CFR アジアスポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーにエタノールを販売すること
例 2	スポットベースで供給業者が輸入業者にエタノールを販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者にエタノールを販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーにエタノールを販売すること
例 5	スポットベースでトレーダーあるいは輸入業者が船を手配し、エタノールを輸送すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	エタノールを生産または輸出する会社
トレーダー	エタノールを国際市場で売買する会社
輸入業者	エタノールを国際市場で買い、国内に持ち込む会社
船会社	エタノールを船で輸送する会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	キロリットルあたりのドル。トンあたりドル、キロリットルあたり円の換算値も掲載する。 キロリットルからトンの換算値は 1.25、ドル円換算は発行日当日午前のドル円相場を用いる。 値幅はキロリットルあたり最大 30 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日の翌々月を期近として、翌々々月、翌々々々月の 3 限月を掲載する。
標準数量	5,000 トン～3 万トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	ブラジル、米国ガルフの主要港
揚地	アジアの主要港
評価の方法	成約や売買唱え、売り気配や買い気配、先物市場との連動といった優先順位で評価する。石油相場や原料動向、需給要因、環境価値などの状況も精査し、合理的と思われる価格を判断する。 翌々月、翌々々月、翌々々々月の限月価格差は OTC で得られた情報のほか、先物のフォワードカーブ、需給要因を加味する。 エタノールを輸送する MR 型タンカーの海運市況を参考とすることがある。
品質・規格	燃料用グレードの粗粒エタノールを対象とする。

○廃食油 (UCO)

F0B 日本積みスポット相場

固定価格を評価対象とする。

F0B 日本積み市場の構造

F0B 日本積み市場は以下のプレーヤーで構成される：UCO 回収業者、輸出業者、商社。

リムが定義する標準の F0B 日本スポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで UCO 回収業者が輸入業者に UCO を販売すること
例 2	スポットベースで UCO 回収業者が商社に UCO を販売すること
例 3	スポットベースで輸出業者が他の輸出業者あるいは商社に UCO を販売すること
例 4	スポットベースで商社が他の商社あるいは輸出業者に UCO を販売すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

UCO 回収業者	UCO を生産者から回収する会社
輸出業者	UCO を国際市場で販売する会社
商社	UCO を国際市場で売買する会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	トンあたりドル。 値幅はトンあたり最大 50 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日から 10～45 日先に船積みされるカーゴが対象。 評価対象期間から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
標準数量	200 トン以上を標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	横浜、名古屋、大阪、神戸、門司など主要港
品質・規格	ISCC 認証 (Europe) を受けたもの。JAS 規格 (日本農林規格) 0028 で定められた再生油脂。

FOB 中国積みスポット相場

固定価格を評価対象とする。

FOB 中国積み市場の構造

FOB 中国積み市場は以下のプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者。

リムが定義する標準の FOB 中国スポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーに UCO を販売すること
例 2	スポットベースで供給業者が輸入業者に UCO を販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者に UCO を販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーに UCO を販売すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	UCO を生産または輸出する会社
トレーダー	UCO を国際市場で売買する会社
輸入業者	UCO を国際市場で買い、国内に持ち込む会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	トンあたりドル。 値幅はトンあたり最大 50 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日から 15～45 日先に船積みされるカーゴが対象。 評価対象期間から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
標準数量	500～5,000 トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	華北、華東、華南など主要港
品質・規格	ISCC 認証 (Europe) を受けたもの。FFA 最小 5%、ヨウ素最低 50 g、M&I (Moisture and Impurities) 最大 2%、硫黄含有量最大 50 ppm、ワックス含有量最大 300 ppm

○国内再生油脂

再生油脂スポット相場

国内で廃食用油を原材料とした再生油脂で、基本油(2号油)の固定価格を評価対象とする。

再生油脂スポット市場の構造

日本国内市場は以下のプレーヤーで構成される：排出者、回収業者、処理・再生事業者、利用者。

リムが定義する標準の再生油脂取引は以下のとおり

例 1	処理・再生事業者が利用者に対する販売
例 2	スポットベースで処理・再生事業者間の取引

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

排出者	廃食用油を発生させる事業者または提供者
回収業者	排出元から処理を行う回収業者まで運送する事業者
処理・再生事業者	廃食用油を処理、販売する事業者
利用者	再生油脂を利用する会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	キログラムあたり円。 値幅はキログラムあたり最大 10 円とする。
評価対象期間	レポート発行日の当月。レポート発行日が最終営業日の場合は翌月
標準数量	1 斗缶
積地	北日本 北海道、東北 東日本 関東、中部 西日本 関西以西
評価の方法	基本油(2号油)の成約や売買唱え、売り気配や買い気配、周辺の飼料向け、工業向けや海外の市況を参考にして評価する
品質・規格	日本農林規格 JAS0028 に定められた工程で処理された再生油脂

○ニート SAF (持続可能な航空燃料)

FOB シンガポール、中国、ARA (欧州) 積みスポット相場

固定価格を評価対象とする。

FOB シンガポール、中国、ARA 積み市場の構造

FOB シンガポール、中国、ARA 積み市場は以下のプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者。

リムが定義する標準の FOB シンガポール、中国、ARA スポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーにニート SAF を販売すること
例 2	スポットベースで供給業者が輸入業者にニート SAF を販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者にニート SAF を販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーにニート SAF を販売すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	ニート SAF を生産または輸出する会社
トレーダー	ニート SAF を国際市場で売買する会社
輸入業者	ニート SAF を国際市場で買い、国内に持ち込む会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	トンあたりドル。 値幅はトンあたり最大 100 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日の翌月
標準数量	1,000～5,000 トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	シンガポール、中国、ARA の主要港
評価の方法	成約や売買唱え、売り気配や買い気配のほか、既存のジェット燃料相場、原料動向、需給要因、為替相場、環境価値などの状況も精査し、合理的と思われる価格を判断する。
品質・規格	ASTM International が定める「ASTM D7566」の国際規格に準

	ずるニート SAF を対象とする。
--	-------------------

○HV0(水素化植物油)メソドロジー

FOB シンガポール、中国、ARA(欧州)積みスポット相場

固定価格を評価対象とする。

FOB シンガポール、中国、ARA 積み市場の構造

FOB シンガポール、中国、ARA 積み市場は以下のプレーヤーで構成される：供給業者、トレーダー、輸入業者。

リムが定義する標準の FOB シンガポール、中国、ARA スポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーに HV0 を販売すること
例 2	スポットベースで供給業者が輸入業者にニート HV0 を販売すること
例 3	スポットベースでトレーダーが他のトレーダーあるいは輸入業者に HV0 を販売すること
例 4	スポットベースで輸入業者が他の輸入業者あるいはトレーダーに HV0 を販売すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	HV0 を生産または輸出する会社
トレーダー	HV0 を国際市場で売買する会社
輸入業者	HV0 を国際市場で買い、国内に持ち込む会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	トンあたりドル。 値幅はトンあたり最大 100 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日の翌月
標準数量	1,000～5,000 トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
積地	シンガポール、中国、ARA の主要港
評価の方法	成約や売買唱え、売り気配や買い気配のほか、既存のジェット燃料相場、原料動向、需給要因、為替相場、環境価値などの

	状況も精査し、合理的と思われる価格を判断する。
品質・規格	品質は欧州規格に準ずるものとする。
	他の項目については、一般的な国際取引基準を満たすものとする。

○バイオディーゼル燃料

アセス対象

以下 3 油種の固定価格を評価対象とする。

脂肪酸メチルエステル (FAME) を質量比 3.5% 以上確保されたバイオ軽油 (B5 軽油)

バイオディーゼル燃料 (FAME)

バイオディーゼル燃料 (HVO)

リムが定義する標準のスポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで供給業者がトレーダーに販売すること
例 2	スポットベースでトレーダーと別のトレーダーが売買すること
例 3	スポットベースで需要家が供給業者やトレーダーから調達すること

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

供給業者	バイオディーゼル燃料を生産する会社
トレーダー	バイオディーゼル燃料を売買する会社
需要家	バイオディーゼル燃料を使用する会社

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	キロリットルあたり円。 B5 軽油は FAME 仕様とし、値幅は最大で 10 円とする。 バイオディーゼル燃料は FAME 仕様 B100 および HVO 仕様 B100 とし、値幅は最大で 50 円とする。
評価対象期間	レポート発行日の当月。レポート発行日が最終営業日の場合は翌月。
標準数量	1kl 以上の取引を対象とする
積地	B5 軽油 北日本 北海道、東北 東日本 関東、中部 西日本 関西以西 FAME および HVO 全国
評価の方法	供給業者からトレーダー、またはトレーダー間、さらにトレーダーから需要家への取引成約や売買唱え、売り気配、買い気配を評価対象とする。運賃が含まれる取引成約、ないしは売買価格提示の場合、実勢に合わせた運賃価格を差し引いた価格を評価の対象とする。 また、既存軽油の需給状況、国や自治体の燃料政策、環境価値、官公需入札なども精査し、合理的と思われる材料は参考とする。
品質・規格	B5 軽油 「揮発油等の品質の確保に関する法律」（品確法）で定められた軽油の強制規格を満たすもの。 FAME 仕様 B100 全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会が定める「協議会規格」に準じるもの。 HVO 仕様 B100 パラフィン系ディーゼル燃料の品質と性能基準を定める欧州 EN 規格 (EN15940) に準じるもの。

○バイオバンカー

バイオバンカースポット相場

固定価格とプレミアムを評価対象とする。

バイオバンカー市場の構造

バイオバンカー市場は以下のプレーヤーで構成される：石油会社、サプライヤー、トレーダー、船会社

リムが定義する標準の FOB 米国ガルフスポット取引は以下のとおり

例 1	スポットベースで石油会社またはサプライヤーが、船会社に代わりトレーダーにバイオバンカー重油を販売すること。
例 2	スポットベースで石油会社またはサプライヤーが、船会社に直接バイオバンカー重油を販売すること。
例 3	スポットベースで石油会社またはサプライヤーに代わるトレーダーが船会社にバイオバンカー重油を販売すること。

リムが定義するプレーヤーは以下のとおり

石油会社/サプライヤー	バイオバンカー重油を生産または輸入し、バイヤバンカー市場で販売する会社。
トレーダー	石油会社またはサプライヤーに代わりバイオバンカーを販売し、船会社に代わりバイオバンカーを調達する会社。
船会社	自社保有の船舶または、自社で運航する船舶向けにバイオバンカーを調達する会社。

価格評価時間帯	レポート発行日の東京時間 11 時に締め切る。
価格単位	価格単位はトンあたりに対するドル。 値幅は B30/B24-HSF0 の値幅は原則 3.00 ドル、B30/B24-VLSF0 の値幅は原則 3.00 ドル、B100 価格の値幅は原則 10.00 ドルとする。
評価対象期間	レポート発行日から 3～10 日の間に届けられるバイオバンカー 各月末 5 営業日前から翌月渡しの取引へ移行する。月末から 6 営業日前まではレポート発行月を対象とする。
標準数量	B30/B24-HSF0、B30/B24-VLSF0 は 100～2,000 トン、B100 は 30

	～1,000 トンを標準とする。 標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。
評価の方法	価格評価は、レポート発行日に得た成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち価格評価の時間内で、最新の成約、売唱え、買唱えを最優先に確定する。成約、売買唱えがない場合は売り気配、買い気配を参考にする。 カーゴの数量や荷積み/荷揚げ時期、品質や支払い期間といった標準的な規格や条件を基に評価の対象に組み込むものとする。
品質・規格	国際標準化機構が定める ISO8217: 2024 以降に準ずる。 ただし、バンカー重油を国際標準化機構が定める ISO8217: 2017、バイオ燃料に関しては、EN14214 の 2 つの品質を担保するものも準ずる

【ヨーロッパ】

ロッテルダム、アントワープ、ジブールージュ、ジブラルタル、をアセスメント対象とする。

対象油種は以下のとおり。

港	受け渡し形式	品質		
ロッテルダム	Delivered	B30-HSF0	B30-VLSF0	B100
ジブールージュ	Delivered	B30-HSF0	B30-VLSF0	B100
ジブラルタル	Delivered	B30-HSF0	B30-VLSF0	

B24=廃食油メチルエステル (UCOME) 含有率最大 24%、B30=UCOME 含有率最大 30%、
B100=LSMG0 (UCOME)

【アジア】

東京湾、韓国、舟山、華南（広州）、香港、シンガポールをアセスメント対象とする。

対象油種は以下のとおり。

港	受け渡し形式	品質		
東京湾	Delivered		B24-VLSF0	
韓国	Delivered	B30-HSF0	B30-VLSF0	

舟山	Delivered		B24-VLSF0	
華南（広州）	Delivered		B24-VLSF0	
香港	Delivered	B24-HSF0	B24-VLSF0	
シンガポール	Delivered	B24-HSF0	B24-VLSF0	B100

B24=廃食油メチルエステル (UCOME) 含有率最大 24%、B30=UCOME 含有率最大 30%、
B100=LSMGO (UCOME)